

研究ノート

## 私的整理の研究 11

四宮章夫

### I 緒論

本稿は、私的整理の研究 8 (産大法学 51 巻 3 号 237 頁以下)、及び私的整理の研究 9 (産大法学 51 巻 4 号 136 頁以下)、並びに私的整理の研究 10 (産大法学 52 巻 1 号 201 頁)<sup>(2)</sup>に引続き、私が大坂弁護士会所属弁護士として実践した私的整理の実務例を紹介するものであり、今回は、いずれも法人の再建を目的とする弁済協定型をテーマとする<sup>(3)</sup>。

なお、これまでと同様、守秘義務の関係で、依頼者の特定につながるおそれのある部分については、一部創作をもって替えた部分のあることを了承されたい。

#### 注

- (1) いずれも事業廃止・法人清算型
- (2) 事業存続・法人清算型
- (3) 弁済協定型の私的整理の結果、法人を存続させたまま事業の再生に成功した事例は皆無ではないが、それらは、弁済協定を更新している間に、資産が高騰した結果その売却代金により過剰債務を弁済して債務超過を脱することができた事例、商環境の変化に伴い新たに現れたスポンサーの資金投入により支払不能を脱した事例、業態から債権者の個別権利行使が困難であったため債権者全員から債務の大幅免除を得ることができて債務超過を脱することができた事例等である。

残念ながら、弁済協定型の私的整理の場合には、私的整理開始時点において、整理の行方を見通せた事例は必ずしも多くはない。

## II L 株式会社

### 1 はじめに

#### (1) L 株式会社

L 株式会社は、明治 18 年 9 月創業、昭和 23 年 8 月法人成り（株式会社設立）し、その後現商号に変更された会社であるが、創業以来収益の柱であった X 部門が、商圈全体が大幅に縮小されていく中で、いつしか不採算部門となり、収益の新しい柱として伸ばそうとした A 部門も、商品の低価格化競争の中で十分な収益が得られず、また、特殊領域への事業展開を目指した B 部門も、経営再建の柱に育つまでには至らず、連続赤字決算を余儀なくされた結果、取引金融機関からの継続的な資金支援を受けられなくなった。

取引金融機関は都市銀行 3 行、地方銀行 2 行、商工組合中央金庫の計 6 行で、借入金の元本額の合計は約 44 億円であった。

(2) L 株式会社は、資金支援を要請したメインバンクから、他の金融機関からも借入金のリスクが得られるのであればリスクには応じるが、私的整理のガイドラインにおける主要銀行として、債務者と共に対象債権者に対して働きかけることは辞退するとの申し入れを受けた。

(3) そこで、L 株式会社は、準則型の私的整理によるのではなく、弁護士を代理人として私的整理を遂行することを決意し、私が当時所属していた弁護士法人が当該業務を受任することになり、持続的成長コンサルティング、事業再生コンサルティング、M&A 事業承継コンサルティング等を事業目的とする Y ビジネスコンサルティング株式会社（以下、Y ビジコンという）を補助者として、私的整理に着手した。

### 2 私的整理の開始から第 1 回債権者集会の開催

(1) 弁護士法人と Y ビジコンとは、金融機関債権者に対して私的整理の通知を発信する前に、L 株式会社の財務の状況、経営破綻に至った経緯、リスクによる再建の可否・方法等を検討し、その調査結果を金融機関債権

者に開示するため、次のような事業再生計画書を作成した。

【資料Ⅱ-1】 事業再生計画書（各別紙は略）

事業再生計画書

平成 20 年 9 月 22 日  
L 株式会社

第 1 はじめに（略）

第 2 弊社の概要

1. 沿革

明治 18 年 9 月 創業  
昭和 23 年 8 月 L1 株式会社設立  
昭和 29 年 5 月 L 株式会社と改称  
昭和 60 年 9 月 創業 100 周年

2. 資本金（平成 20 年 7 月 1 日現在） 200,000,000 円

3. 本社・支店・営業所（略）

4. 経営者・組織（略）

5. 従業員（平成 20 年 7 月 1 日）

正社員合計 111 名、嘱託契約社員 12 名、パート社員 1 名、合計 124 名  
（事業部内訳）A 事業部 55 名、B 事業部 25 名、その他 44 名

6. 関連会社（略）

第 3 事業の概要

1. A 事業部 現在は婦人用商品に特化し、中高年齢層向け商品を中心に企画販売している。販売チャンネル毎のグループ単位で営業活動を行っている。

2. B 事業部 合成皮革等の販売を主業としている。

3. その他（略）

第 4 財務内容（略）

第 5 本事業再生計画（案）を策定するに至った経緯

1. 窮境に至った経緯

(1) X 部門の低迷

弊社の母体事業であり我社の歴史そのものと言える X 事業部は、昭和 50 年代までは会社を牽引する重要な位置付けにあった。しかしその後、時代の移り変わりと共にマーケットの縮小が想定をこえるスピードで進み、目標とする結果を出すことが出来ず、部門として大きく赤字を計上する年が続き、前期平成 20 年 3 月期は部門経常利益（本社経費除く）が約 66 百万円の赤字で、計画比▲96 百万円となり大きく足を引っ張る結果となった。

(2) A 部門の低迷

A 部門は B 部門と共に弊社営業部門の柱として、X 部門・Y 部門などの不採算部門をカバーしてきた。A 業界はバブル崩壊以来、一部の高級ブ

ランドを除き商品は低単価のものが主体となり、弊社商品も「企画よりも価格」と言う時流に乗ってしまった。

A部門は平成19年3月期は▲132百万円という大幅な部門赤字を計上し、全社的にも大きく足を引っ張った。

平成20年3月期は、改善を進めてきた結果41百万円の部門利益となり、平成19年3月期比173百万円の改善は達成したが、本社経費配賦後利益は、約113百万円の赤字となった。

### (3) 赤字決算と借入調達の困難化

もちろん、弊社も上記のような状況に手を拱いていた訳ではなく、平成21年3月期の期首にX事業部の撤退、本社経費を中心とした経費の削減、そして、本社不動産売却による借入金の圧縮を柱とした事業計画を作成し、実行してきた。

しかしながら、不動産市況の冷え込みのペースが想定より速く、当初予定していた売却見込み額を、大きく下回る見通しであり、これに伴い、平成21年3月期において、3期連続の赤字決算の可能性が極めて高く見込まれる状況となり、金融機関の皆様からは、季節資金及び折り返し融資を得ることが困難となった。

以上を原因として、弊社は、資金繰りに窮することになった。

## 2. 弊社の強みと事業再生の可能性

弊社のB部門は、生産基地となる国内外の協力工場も整備されており、主力販売先とのパイプもしっかりと構築されている。そのため、原材料や加工賃のコストアップなど厳しい環境の中でも、安定した推移を維持できるものと考えている。

また、今後は上海の現地法人を活用した新しいビジネスも検討している。

A部門は、難しいトレンドに変わりはないが、長年にわたって培ってきた全国にわたる販売先がある。今後は引き続き改善を進めながら、価格ではない、商品企画にスタンスをおいた販売を展開していけば、利益を拡大出来ると考えている。

従って、後述のとおり、この両部門に資源を集中し、前記の様々な改善を進め、かつ、金融機関の皆様にご猶予をいただければ、弊社は確実に再建可能と考えている。

## 第6 事業再生計画（案）の骨子

### 1. 事業再構築等～売上至上主義から利益至上主義へ～

- (1) X事業部の撤退とY事業部の事業売却（略）
- (2) 本社不動産の売却

平成20年9月末を目処に本社不動産を売却する。売却に伴う、金融債務の返済により、支払利息の削減を図るとともに、売却に伴う使用面積の縮小により業務効率化を図る。

### (3) A事業部～利益体質への転換～

A事業部は、前期より婦人部門に特化し、事業を進めてきた。平成21

年3月期以降は、更なる選択と集中を進め、厳しい市場環境の中、売上が減少しても利益が出せる事業体質への転換を図る。

具体的には、

- ① 社員の利益意識の醸成
- ② 限界利益重視の販売への転換
- ③ 滞留在庫の削減・発生の抑制
- ④ 無駄な経費の徹底排除 等

を行い、事業部全員が利益目標達成に対して執着心を持ち営業活動を行う。

#### (4) B事業部

平成20年3月期は、売上増となった。

一方、原油高による原材料の高騰、加工賃・輸送費の増加、中国の元切上げ、中国での人件費の増加、円安による輸入コストの増加など、年間を通してコスト面では厳しい状況が今後も続くものと考えている。

コスト増加分は得意先に対して価格転嫁すべく営業努力を続ける。前期は、100% 価格転嫁には至らなかったが、物量を落とすことなく推移できている。

今後の売上については、生産基地となる国内外の協力工場が整備されている事、主力販売先とのパイプが強固である事、直近の売上が順調に成長している事などを踏まえ、安定的に推移できるものと考えている。

#### (5) コストの削減～本部のスリム化～

- ① 役員報酬の削減  
相談役及び社長をはじめとする役員報酬を大幅に削減する。  
削減総額は約19.2百万円を見込んでおり、4月より既に実施済である。
- ② 本部人員の削減  
平成20年7月末を目処に3名の退職を予定している。  
厚生費・通勤費等の削減も含め、コストが削減されることとなる。
- ③ 賃借料の削減 (略)

#### 2. 金融債務の返済猶予

以上の事業再構築が業績に結びつき、返済の原資を得ることができるまでには期間を要することから、金融機関の皆様には、後述のとおり、相当期間の返済の猶予を頂きたくお願いする。

#### 3. 経営者責任

経営者の責任として、相談役、及び、社長をはじめとする役員報酬を約19.2百万円削減し、4月より既に実施済である。

#### 4. 計数計画

上記の事業再構築等の成果を織り込んだ損益計画等については、別紙3.『数値計画』参照。

### 第7 金融機関への支援依頼事項

#### 1. 対象債権

一時停止及び金融支援（返済猶予）の依頼の対象となる債権（以下「対象債権」といいます。）は、原則として、平成 20 年 9 月 22 日現在において、金融機関の皆様（以下、「本件金融機関」という。）が弊社に対して保有する債権とする。

## 2. 一時停止

弊社は、本件金融機関に対し、対象債権につき、下記の内容の一時停止を依頼する。

- ① 与信残高の維持
- ② 他の本件金融機関との関係における弊社に対する相対的な地位の改善を行わない
- ③ 追加担保の提供を受けない
- ④ 担保権の実行や強制執行等はしない

## 3. 金融支援（返済猶予）

弊社は、本件金融機関に対し、本件金融機関との間で債権者間の協定書（以下「本協定書」という）を締結することによる金融支援（返済猶予）を依頼する。

### (1) 返済猶予の期間

約 3 年 6 ヶ月間（平成 24 年 3 月 31 日まで。以下「本協定期間」という。）とする。

### (2) 返済方法

#### a) 事業収益の非保全プロラタ返済

平成 21 年 3 月から平成 24 年 3 月まで毎年 3 月の最終営業日に、本協定書に定められた金額につき、各本件金融機関の非保全残高金額による按分にて返済する。

#### b) 保全額

対象債権を被担保債権とする担保により保全される額を保全額とし、保全されていない額を非保全残高金額とする。各担保にかかる保全額は以下のとおり（略）。

#### c) 担保処分返済

##### ① 本社不動産の処分返済

対象債権を被担保債権とする担保が設定されている不動産のうち本社不動産については、平成 20 年 9 月末を目処に処分を行い、処分価格から処分に必要な費用を差し引いた金額を、担保権者である本件金融機関に返済する。

##### ② 株式の処分返済

対象債権を被担保債権とする担保が設定されている株式については、いずれも随時処分を行い、処分価格から処分に必要な費用を控除した金額を、担保権者である本件金融機関に返済する。

##### ③ 担保手形の取立金の返済充当

担保手形については、当該手形の取立金を本件金融期間に返済する。

④ 定期預金の返済充当

J銀行に差し入れている定期預金に預け入れられている金員については、債権者間協定書締結日までに返済に充当する。

(3) 利息

対象債権の利率は、債権者協定書締結日の翌日以降、平成20年8月末日時点の利率を上限としつつ、これが年率3%を超過する本件金融機関については年率3%を目処とし、各本件金融機関と協議して合意した利率とする。

(4) コバナンツ

本協定期間中の決算期における全体の営業利益について、別紙3.『数値計画』の80%に相当する数値を下回る場合には、本件金融機関により構成される債権者会議の決議を得て、本件金融機関は、弊社に対する一切の債権につき、期限の利益を喪失させることができることとする。

(5) その他

上記の詳細については、本協定書参照。

4. 今後のスケジュール

本件金融機関による検討及び内部決裁を経て、本年9月30日までに、ご同意いただき、その後すみやかに本協定書を締結したく考えている。

第8 資金計画（抄）

別紙5.『平成21年3月期 月次資金繰り計画表』参照。

同計画表においては、引き続き、本件金融機関等による手形取引に協力いただくことを予定している。同様に、信用状取引に関しましても、引き続きご協力いただくことを予定している。

第9 法的整理との比較

1 破産清算との比較（抄）

清算貸借対照表に照らせば、本件金融機関において、本事業再生計画に基づく金融支援にご同意いただくことについて、経済合理性があるものと考えている。

2 再建型法的整理（民事再生手続）との比較

弊社が民事再生手続開始の申立てを行った場合、販売先からの信頼を著しく毀損し、以後の販売が困難となることが予想される。また、仕入先からは、現金取引を求められることにより、季節資金が必要な弊社の事業モデルを鑑みると、資金繰りの破綻する可能性が高いと考えている。

したがって、形式的には検討の余地はあるものの、実質的には事業の価値が著しく毀損し、事業の継続は事実上困難であると考えられる。

結果、民事再生手続においては、上記の破産清算手続きについて述べたところと同様に、本件金融機関において、本事業再生計画に基づく金融支援にご同意いただくことにつき、経済合理性があるものと考えている。

以上

## (2) 債権者集会の招集

### ① 招集通知の発信

当職らは、次のような通知を、信用保証協会を含む金融機関7行に対して発信した。

#### 【資料Ⅱ-2】債権者集会招集通知

平成 20 年 9 月 16 日
事業再生へのご協力をお願い
商工組合中央金庫 御中
(本店所在地略)
L 株式会社
代表取締役 甲 野 太 郎
(法律事務所住所、名称略)
弁 護 士 乙 野 次 郎
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
弊社は、専門家による分析・助言を踏まえ、弊社の事業を再生するための事業再生計画を策定致しました。弊社が事業再生を成し遂げるためには、金融機関の皆様のご支援・ご協力が不可欠であり、債権者集会を開催してご説明とお願いを致したいと考えておりますので、何卒、ご出席賜りますようお願い申し上げます。債権者集会の日時・場所は、勝手ながら、下記のとおりとさせていただきます。
なお、弊社は、この事業再生の取り組みにつき、下記のアドバイザーの助言を受けております。
金融機関の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、ご理解頂きたく、よろしくお願い申し上げます。
記
【アドバイザー】
(所在地・略) Y ビジコン (担当者名・略)

### ② 金融機関債権者

金融機関債権者と債権元本残高及び非保全債権額は次の通りであった。

## 【資料Ⅱ-3】 金融機関債権者残高一覧表

No.	金融機関	対象債権元本残高	非保全債権額	非保全割合
1	R 銀行	1,878,500,000	457,490,000	18.2%
2	M 銀行	1,406,726,711	1,339,726,711	53.4%
3	U 銀行	423,700,000	93,590,825	3.7%
4	J 銀行	450,000,000	411,655,000	16.4%
5	商工組合中央金庫	158,126,978	115,856,771	4.6%
6	Y 銀行	89,900,000	89,900,000	3.6%
	合計	4,406,953,689	2,508,219,307	100%

※ 1 J 銀行の対象債権元本残高は、差し入れている定期預金に預け入れられている金員が、返済充当された後の金額としている。

※ 2 商工組合中央金庫の対象債権残高は、取立済の担保手形の取立金が、返済充当された後の金額としている。

## (3) 第 1 回金融機関債権者集会

① 第 1 回金融機関債権者集会において、開会宣告の上で、代表取締役の挨拶及び謝罪の後、L 株式会社の代理人弁護士及び Y ビジコンの担当者「事業再生計画書」と「債権者間の協定書」とを説明した。

## 【資料Ⅱ-4】 債権者集会式次第

L 株式会社金融機関債権者集会	
式 次 第	
日 時	平成 20 年 9 月 22 日(月) 午前 10 時 00 分
場 所	(事務所住所、事務所名略)
1	開会
2	ご挨拶
3	「事業再生計画書」と「債権者間の協定書」のご説明
4	質疑応答とお願い
5	閉会
(配布資料)	
1	式次第
2	事業再生計画書
3	債権者間の協定書
4	同意書

## ② 今後の経営計画

Y ビジコンの担当者から、次のような損益計画が説明された。

### 【資料Ⅱ-5】年間損益計画

年間損益計画	単位：千円
売上	7,038,049
粗利益	1,277,077
賃貸収入等	103,900
変動費	237,959
限界利益	1,140,018
人件費	707,553
その他経費	275,635
固定費合計	983,187
貢献利益	159,831
営業外収入	233
営業外費用	83,670
税引前経常利益	76,394

## ③ 債権者間の協定書の提案

債務者代理人から、次のような協定書の内容を説明の上で、金融機関全員から別添同意書を徴求し、もって協定書を締結したいと申出た。

### 【資料Ⅱ-6】<sup>(4)</sup>協定書（但し、別紙 8.1 以外の別紙及び目録は省略）

#### 債権者間の協定書

株式会社 R 銀行、株式会社 M 銀行、株式会社 U 銀行、株式会社 J 銀行、商工組合中央金庫、及び、株式会社 Y 銀行（以下、あわせて「協定債権者」という。）と L 株式会社（以下「対象事業者」という。）とは、以下のとおり、債権者間の協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

#### 第 1 章 総則

##### 第 1.1 条（定義）

本協定において用いる語句の定義は以下に従う。

- (1) 営業日 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

- |               |  |
|---------------|--|
| (2) 担保物件      | 担保物件目録に記載の物件   |
| (3) 担保物件目録    | 別紙 3.3「担保物件目録」   |
| (4) 債権者会議     | 本協定第 8.1 条 1 項に定める債権者会議  |
| (5) 債権者協議事項   | 別紙 8.1「債権者協議事項」  |
| (6) 対象債権      | 協定債権者が対象事業者に対して本協定締結日現在において有する貸付債権。ただし、手形割引については、手形の主債務者が期日に支払わなかったことにより、対象事業者が買戻債務を負った場合に限り、当該買戻債務を対象債権に含めるものとし、外国為替取引（信用状取引等）及びオフバランス取引（為替予約、金利スワップ取引、オプション取引等）に基づく債権は対象債権に含まれないものとする。           |
| (7) 対象債権原契約   | 対象債権に関して本協定締結日までに締結され、本協定締結日現在有効に存続する一切の契約   |
| (8) 対象債権残高一覧表 | 別紙 2.1「対象債権残高一覧表」  |
| (9) 担保売却不動産   | 担保物件目録「担保売却不動産」に記載の不動産   |
| (10) 担保非売却不動産 | 担保物件目録「担保非売却不動産」に記載の不動産  |
| (11) 担保株式     | 担保物件目録「担保株式」に記載の株式   |
| (12) 担保手形     | 担保物件目録「担保手形」に記載の手形   |
| (13) 担保評価額    | 担保物件目録「担保評価額」欄に記載された金額   |
| (14) 倒産手続     | 会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含む。）に基づく特別清算手続、破産法（平成 16 年法律第 75 号、その後の改正を含む。）に基づく破産手続、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号、その後の改正を含む。）に基づく民事再生手続、及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号、その後の改正を含む）に基づく会社更生手続その他これらに類似した倒産手続を総称したもの |
| (15) 本協定期間    | 本協定締結日から本協定期間満了日までの期間  |
| (16) 本協定期間満了日 | 平成 24 年 3 月 31 日   |
| (17) 本協定締結日   | 平成 20 年 9 月 30 日   |
| (18) 本事業再生計画  | 対象事業者が、協定債権者に対し、平成 20 年 9 月 22 日に交付した同日付「事業再生計画」（同別紙を含む。）  |

- (19) 利息計算期間 各利息支払日において支払われる利息の計算期間をいい、直前の利息支払日（当日を含まない。）から当該利息支払日（当日を含む。）までの期間（但し、初回の利息計算期間については、本協定締結日（当日を含まない。）から初回の利息支払日（当日を含む。）までの期間とする。）をいう。
- (20) 利息支払日 第1回を平成20年12月の最終営業日、最終回を平成24年3月の最終営業日とする毎年3、6、9及び12月の最終営業日とする。

## 第2章 債権残高等

### 第2.1条（対象債権の残高及び担保）

1. 協定債権者及び対象事業者は、以下の各事項につき確認する。
  - (1) 対象債権の元本残高が、対象債権残高一覧表記載のとおりであること
  - (2) 担保物件目録記載のとおり、担保が設定されていること
2. 協定債権者及び対象事業者は、手形割引取引、外国為替取引（信用状取引等）及びオフバランス取引（為替予約、金利スワップ取引、オプション取引等）を除いて、本協定締結日現在、前項各号に定める債権及び担保権以外に、対象事業者に対して有する債権及び担保権は存在しないことを確認する。

## 第3章 対象債権の返済等

### 第3.1条（総論）

1. 協定債権者は、本協定期間中、対象債権原契約の規定に拘らず、本協定に定める返済方法によって対象債権の返済を受ける。
2. 協定債権者は、本協定期間中、対象債権原契約の規定に拘らず、本協定に定める場合を除き、対象債権の返済を受けることができず、担保物件にかかる担保権の実行その他の方法による回収（相殺を含む。）又は請求を行ってはならない。
3. 対象事業者は、本協定期間中、対象債権原契約の規定に拘らず、本協定に定める場合を除き、協定債権者に対して、対象債権の返済を行ってはならず、担保物件を処分してはならない。

### 第3.2条（事業収益による元本返済）

1. 対象債権原契約の規定に拘らず、協定債権者は、本協定期間中、本協定の規定に従い、対象債権の元本について、対象事業者の事業収益から返済を受ける。
2. 対象債権原契約の規定に拘らず、前項の事業収益による返済を行うべき日（以下「事業収益返済日」という。）は以下のとおりとし、協定債権者は、以下の金額につき、事業収益返済日の属する月の前々月最終営業日現在の

それぞれの対象債権の元本の非保全残高金額（対象債権の元本の残高金額から、担保非売却不動産の担保評価額を基準とした被保全債権額、並びに、次条の担保処分による元本返済が行われるまでの間、担保売却不動産、担保株式及び担保手形の担保評価額を基準とした被保全債権額を控除して算定するものとする。以下、「対象債権の元本の非保全残高金額」という場合も同じ。）に従って按分した額の返済を受ける。

	事業収益返済日	返済総額
第1回	平成21年3月31日	10,000千円
第2回	平成22年3月31日	39,000千円
第3回	平成23年3月31日	85,000千円
第4回	平成24年3月30日	107,000千円

3. 対象事業者は、対象債権について、事業収益返済日において、期限の利益を放棄して、第2項に定める返済額を超過する金額の返済を行うことができる。この場合、協定債権者は、当該事業収益返済日の属する月の前々月最終営業日現在のそれぞれの対象債権の元本の非保全残高金額に従って按分した額の返済を受ける。

### 第3.3条（担保処分による元本返済等）

1. 対象事業者は、本協定期間中、本事業再生計画に従って、担保売却不動産又は担保株式の処分を行う。
2. 対象債権原契約の規定に拘らず、協定債権者は、本協定期間中、本協定の規定に従い、担保売却不動産又は担保株式の処分により、これらが担保する対象債権の元本について返済を受ける。
3. 対象債権原契約の規定に拘らず、対象事業者は、担保売却不動産又は担保株式の処分にあたっては、処分価格について担保権者である協定債権者と協議の上で行うものとする。対象事業者は、かかる処分が行われた場合、当該担保売却不動産又は担保株式の処分価格（消費税相当額を除く）から処分に必要な費用（担保売却不動産については、不動産仲介手数料、不動産登記費用、司法書士費用、印紙費用、測量費用、エンジニアリングレポート作成費用を、担保株式については、株式売却手数料をいう。）を差し引いた金額を、かかる処分の直後に到来する利息支払日までに、当該担保権者である協定債権者に返済する。かかる返済は、担保の順位に応じて行い、同順位の場合は、設定極度額（但し、被担保債権の額が極度額に満たない場合には同債権額）により按分して行う。
4. 担保手形については、当該手形の担保権者である協定債権者は、当該手形の取立金から、これが担保する対象債権の元本について返済を受ける。
5. 手形割引取引については、協定債権者は、割引手形を満期日に提示する方法により、回収を行うものとする。

### 第3.4条 (事業上保有不要な非担保株式の処分による元本返済)

1. 対象事業者は、本協定期間中、事業上保有不要な非担保株式の処分を行う。
2. 対象債権原契約の規定に拘らず、協定債権者は、本協定期間中、本協定の規定に従い、事業上保有不要な非担保株式の処分が行われた場合、当該処分価格から処分に必要な費用(株式売却手数料)を差し引いた金額につき、当該処分の直後に到来する事業収益弁済日に、当該事業収益返済日の属する月の前々月最終営業日現在のそれぞれの対象債権の元本の非保全残高金額に従って按分した額の返済を受ける。
3. 対象事業者は、事業上保有不要な市場価格のある非担保株式の処分を行った時は、協定債権者に対し、当該処分価格及び処分に必要な費用を記載した書面を提出する。

### 第3.5条 (利息の支払)

1. 協定債権者にかかる対象債権の利率は、本協定締結日の翌日以降、対象債権原契約の規定に拘らず、各協定債権者と対象事業者との間で合意した利率(平成20年8月末日時点の利率を上限とするが、これが年率3%を超過する協定債権者については、年率3%を目処として協議するものとする。但し、本協定締結日の翌日以降、金融経済情勢の変化により当該利率が不相当となった場合には、債権者会議の決議に基づき、別途各協定債権者は対象事業者との間で利率の変更につき協議を行うことができるものとする。)とする。ただし、割引手形の主債務者が期日に支払わなかったことにより、対象事業者が買戻債務を負った場合の当該買戻債務の利率は、年率3%とする。
2. 対象事業者は、各利息計算期間につき協定債権者にかかる対象債権の元本残高に前項の利率を乗じて算定される金額を、各利息支払日に支払うものとする。
3. 前項の利息の算定方法は、1年を365日とした日割計算とする。

### 第3.6条 (遅延損害金)

対象事業者が、対象債権につき、本協定の規定に従った債務の履行を遅延した場合の遅延損害金の率は年率14%とする。

## 第4章 手形割引取引、信用状取引

### 第4.1条 (手形割引取引)

対象事業者は、協定期間中、必要な運転資金を調達するために、協定債権者の内、株式会社R銀行、株式会社M銀行、株式会社J銀行、株式会社Y銀行に手形割引取引の申込を行うことができるものとし、当該申込を受けた協定債権者は、対象事業者が本協定に反していない限り、これに応じるものとする。

### 第4.2条 (信用状取引等)

対象事業者は、協定期間中、協定債権者の内、株式会社R銀行、株式会

社 M 銀行に信用状発行、及び、信用状取引に伴うはね返り融資の申込を行うことができるものとし、当該申込を受けた協定債権者は、対象事業者が本協定に反していない限り、平成 20 年 8 月末日時点と同様の条件で、これに応じるものとする。なお、はね返り融資については、新規融資に該当するため、これに対する返済及び担保提供については、本協定に服さないものとする。

## 第 5 章 新規融資

### 第 5.1 条 (新規融資)

1. 本協定締結日以降、協定債権者は、本協定に反しない範囲で、対象事業者に対し新規融資（対象債権の借換を含まない。）を行うことができる。当該新規融資の当事者でない協定債権者は、対象事業者が本協定に反しない範囲で当該新規融資のために新たな担保提供を行うことについて、異議を申し立てない。
2. 新規融資に基づく債権についても、本協定第 7 章及び第 9 章の規定は適用されるものとする。

## 第 6 章 対象事業者の誓約

### 第 6.1 条 (報告・資料提供)

1. 本協定期間中、対象事業者は、協定債権者に対し、以下の提出書類を、以下の提出期限までに提出するものとする。

	提出書類	提出期限
1	本事業再生計画別紙 3「数値計画」と実績数値との対照表	対象事業者の四半期末日の翌日から起算して 2ヶ月以内
2	対象事業者の試算表及び資金繰り予定表	
3	対象事業者の決算書	対象事業者の決算期末日の翌日から起算して 2ヶ月以内
4	担保売却不動産及び担保株式の売却にかかる説明書類	売却後すみやかに
5	その他協定債権者がモニタリングに合理的に必要な限度で請求する書類	請求後すみやかに

2. 本協定期間中、対象事業者は、対象事業者の事業に重大な影響を生じる事由が発生した場合には、協定債権者に対し、直ちにこれを報告する。

### 第 6.2 条 (遵守事項)

本協定期間中、対象事業者は、以下に定める事項を遵守する。

- (1) 公正な慣行に従い、対象事業者に係る全ての財務上の取引、資産及び

事業を記載した記録及び帳簿を保持すること

- (2) 日本において一般に公正妥当と認められた会計基準により認められない会計基準への変更を行わないこと
- (3) 協定債権者に対する対象債権の返済を本協定の定めに従い実施すること
- (4) 本協定期間中の決算期における全体の営業利益について、本事業再生計画別紙3「数値計画」の80%に相当する数値を下回ることのないようにすること
- (5) 協定債権者の事前の書面による同意を得ることなく、新規の借入及び担保権の設定、組織再編、株式（株式の種類を問わず、新株予約権を含む。）若しくは社債その他の有価証券の発行、自己株式の取得若しくは消却、剰余金の処分、資金の貸付（通常の営業活動の範囲を超えるもの。）、若しくは出資、債務保証（物上保証を含む。）、並びにこれらに準ずる行為を行わないこと（本事業再生計画及び本協定に定めのあるものを除く。）
- (6) 協定債権者の事前の書面による同意を得ることなく、通常の営業活動の範囲を超えた重要な契約の締結、修正若しくは解除、又はこれらに準ずる行為を行わないこと

## 第7章（期限の利益の喪失）

### 第7.1条（期限の利益の喪失）

1. 対象債権原契約の規定に拘らず、以下の各号に掲げる事由が1つでも生じた場合には、対象事業者は、協定債権者から通知催告がなくても、対象事業者が協定債権者に対し負担する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する。
  - (1) 倒産手続開始の申立があったとき、又は清算に入ったとき
  - (2) 支払を停止し又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 対象事業者が自ら営業の廃止を表明したとき
2. 対象債権原契約の規定に拘らず、以下の各号に掲げる事由が1つでも生じた場合には、対象事業者は、協定債権者の書面による請求によって、対象事業者が協定債権者に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する。
  - (1) 協定債権者に対する債務の一部又は全部の履行を遅滞したとき
  - (2) 他の債務のため対象事業者の財産について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分の命令若しくは通知が発送されたとき又は競売手続の開始があったとき
  - (3) 本協定に違反したとき
  - (4) 租税公課を滞納して滞納処分を受けたとき
  - (5) 前各号のほか対象債権の保全に支障をきたす相当の事由が生じたとき

## 第8章 債権者会議

## 第8.1条 (債権者間の協議)

1. 債権者協議事項について決定するときその他協定債権者間の協議が必要であると認められる場合には、協定債権者は、協定債権者による会議（以下「債権者会議」という。）の開催を求めることができ、開催を求められた協定債権者は、かかる求めに応じて債権者会議に出席する。
2. 協定債権者は、債権者会議の承認を得ずに、別紙 8.1 債権者協議事項(1)ないし(4)記載の行為を行わない。
3. 債権者会議における決議は、出席した協定債権者の過半数の賛成を必要とする。
4. 協定債権者は、債権者会議において行われた決議について相互に拘束されるものとし、当該決議を履行するために必要な行為を行う。

## 第9章 雑則

## 第9.1条 (対象債権の譲渡及びリファイナンス)

1. 対象債権者は、自らを除く協定債権者の同意又は債権者会議の承認を得ることなく、自らが対象事業者に対して有する対象債権の元利金の全部又は一部について、①第三者に対する譲渡その他の処分を行い、又は、②対象事業者の同意を得て、本協定第5.1条に定める新規融資以外の新規の融資により対象事業者が調達した資金を原資として返済を受けること（かかる目的で対象事業者が行う借入を以下「リファイナンス」という。）ができる。但し、協定債権者から売却その他の処分により対象債権を譲り受ける者又はリファイナンスにより新たに債権者となる者（以下あわせて「承継人」という。）は、本協定の当事者となり協定債権者として本協定に従うことを書面により合意しなければならない。
2. 本条の定めに従って対象債権の処分又はリファイナンスが行われる場合、本協定の当事者は、処分又はリファイナンスの対象となる対象債権を被担保債権とする担保権と同一の順位と内容で処分後の対象債権又はリファイナンスにより生じる貸付債権を担保する担保権の設定について必要な協力をを行う。

## 第9.2条 (協定期間)

1. 本協定は、本協定締結日から本協定期間満了日まで有効に存続する。
2. 前項の協定期間満了後に残存する本件債権の弁済方法については、本協定期間満了日まで、協定債権者及び対象事業者が別途協議して定める。本協定期間満了日までにかかる協議が整わない場合には、前項の規定に拘らず、かかる協議が整うまでの期間中、本協定は、引き続き効力を有する。

## 第9.3条 (秘密保持)

1. 協定債権者及び対象事業者は、下記の事実（以下「秘密情報」という）を、他の当事者の事前の書面による同意なくして、協定債権者及び対象事

業者以外の第三者に対して開示してはならない。ただし、法令等により開示を義務付けられる秘密情報を開示する場合はこの限りでない。

- ① 本協定の存在及び内容
  - ② 本協定の交渉の経緯に関する事実
  - ③ 本協定に関連して他の当事者から受領した一切の情報
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
  - ② 開示を受けた時点において、受領当事者が既に正当に保有していた情報
  - ③ 開示を受けた後に、受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - ④ 開示を受けた後に、受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

#### 第9.4条（準拠法）

本協定の準拠法は日本法とする。

#### 第9.5条（管轄）

本協定に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第9.6条（端数処理）

本協定に定める返済金、利息及び遅延損害金の計算においては、除算を最後に行い、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

#### 第9.7条（誤記等の修正）

本協定中に、計算ミス等の明白な誤記があった場合には、対象事業者は協定債権者に対し、誤記の内容を通知することにより、訂正することができるものとする。

#### 第9.8条（誠実協議）

協定債権者及び対象事業者は、本協定の解釈について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、本協定の趣旨に従って、誠実に協議し、解決に努めるものとする。

以上、本協定締結の証として協定債権者及び対象事業者が記名押印のうえ正本7通作成し各自その1通を保有する。

平成20年●月●日

株式会社 R 銀行  
株式会社 M 銀行  
株式会社 U 銀行  
株式会社 J 銀行  
商工組合中央金庫  
株式会社 Y 銀行  
L 株式会社

## 別紙 8.1

## 債権者協議事項

- (1) 本協定に定める返済の方法を変更すること
- (2) 本協定第 7.1 条 2 項の定めに基づき期限の利益を喪失させること
- (3) 対象事業者に対する差押若しくは仮差押、本件担保権の実行、又は対象事業者に対する倒産手続開始の申立を行うこと
- (4) 対象事業者の有する資産について対象債権を被担保債権として新たな担保権を設定すること
- (5) 対象事業者が本協定に違反し、又は違反のおそれが生じた場合の対応策
- (6) 金融経済情勢の変化により本協定の履行が著しく困難になったと客観的に認められる場合の対応策
- (7) 本協定に定めのない事項が発生した場合の対応策

④ 金融機関債権者に対して、協定書締結に先立って提出を求めた同意書の書式は、次の通りである。

## 【資料Ⅱ-7】 同意書

L 株式会社 御中	<b>同 意 書</b>
<p>当行は、L 株式会社を対象事業者、当行を協定債権者とする「債権者間の協定書」の締結に同意します。</p> <p>平成 20 年 月 日</p>	
住 所 商 号 代表者	印

## 3 第 2 回債権者集会の前後

## (1) 金融機関債権者との交渉状況

## ① はじめに

当職らは、第 1 回債権者集会での配布資料や説明に対する集会時あるいはその後の個別の照会に対しては、その都度対応したが、第 1 回債権者集会での協定書の提案については、同意書を集められるには至らなかった。

そこで、当職らはその後、L 株式会社の代理人として、鋭意、債権者間及び債権者と債務者との間の調整に努め、当初の事業計画を、②乃至⑤に

述べる通り、変更することにした。

#### ② メインバンクと準メインバンクとの調整

準メインバンクは、リスクの前提としての債務者への資金協力、すなわち信用状取引と手形割引とを拒否し、かつ割引済みの手形が不渡りとなった場合に即時買戻しを実施することを要求したので、信用状取引と手形割引による新規与信については、メインバンクに肩代わりしてもらうことになった。<sup>(5)</sup>

#### ③ 返済方法に関する債権者と債務者との調整

第1回債権者集会で提案した返済方法は、私的整理初年度と次年度の返済額が少ないとして、増額についての強い要請があったことから、これに応じるためにタイトとなる資金繰りについては、メインバンクに協力要請し、要請に応じる旨の内諾を得た上で、この2年間の返済額を上積みすることとした。

#### ④ 利率の調整

第1回債権者集会では年3%を超える金利についてはこの利率に制限することを提案したが、元金返済優先の観点から、この制限を2.55%にさらに低減することにした。

#### ⑤ 債権者会議に関する調整

債権者会議での可決要件について当初提案していた頭数の過半数に加え、対象債権元本総額の2分の1以上の要件を付加するよう、要請があったので、これを受けられるとともに、軽微な事項についての書面による決議の制度を導入することになった。

### (2) 第2回債権者集会の招集

#### ① 招集通知の発信

第2回債権者集会の招集通知は次の通りである。

【資料Ⅱ-8】債権者集会招集通知

平成 20 年 11 月 4 日

第 2 回債権者集会のご案内

債権者各位

(事務所住所、事務所名略)  
債務者 L 株式会社代理人  
弁護士 乙 野 次 郎

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平成 20 年 9 月 22 日開催の第 1 回債権者集会にご参加頂き、ありがとうございました。

さて、弊社は、第 1 回債権者集会以降に寄せられた金融機関の皆様のご意向を踏まえて、第 1 回債権者集会でお示した事業再生計画の見直しを行い、今般、修正した事業再生計画を策定致しました。

つきましては、金融機関の皆様に、この修正した事業再生計画をご説明し、弊社の事業再生へのご協力をお願い致したく、第 2 回債権者集会を開催致しますので、何卒、ご出席賜りますようお願い申し上げます。債権者集会の日時・場所(略)は、勝手ながら、下記のとおりとさせていただきます。

金融機関の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、ご理解頂きたく、よろしく願い申し上げます。

② 第 2 回債権者集会

事業再生計画と協定書の各修正案が提出され、その経過の説明がなされた。

【資料Ⅱ-9】修正協定書案

**第 3.6 条** (事業収益による元本返済)

2. 対象債権原契約の規定に拘らず、前項の事業収益による返済を行うべき日(以下「事業収益返済日」という。)は以下のとおりとし、協定債権者は、以下の金額につき、事業収益返済日の属する月の前々月最終営業日現在のそれぞれの対象債権の元本の非保全残高金額(対象債権の元本の残高金額から、担保非売却不動産の担保評価額を基準とした被保全債権額、並びに、次条の担保処分による元本返済が行われるまでの間、担保売却不動産、担保株式及び担保手形の担保評価額を基準とした被保全債権額を控除して算定するものとする。以下、「対象債権の元本の非保全残高金額」という場合

も同じ。)に従って按分した額の返済を受ける。

	事業収益返済日	返済総額
第1回	平成21年3月31日	21,000千円
第2回	平成22年3月31日	82,000千円
第3回	平成23年3月31日	81,000千円
第4回	平成24年3月30日	102,000千円

### 第3.5条 (利息の支払)

1. 協定債権者にかかる対象債権の利率は、本協定締結日の翌日以降、対象債権原契約の規定に拘らず、各協定債権者と対象事業者との間で合意した利率(年率2.55%(但し、加重平均金利による))を上限とするが、平成20年8月末日時点の金利が年率2.55%を超過する協定債権者については、年率2.55%を目処として協議するものとする。但し、本協定締結日の翌日以降、金融経済情勢の変化により当該利率が不相当となった場合には、債権者会議の決議に基づき、別途各協定債権者は対象事業者との間で利率の変更につき協議を行うことができるものとする。)とする。

### 第4.2条 (信用状取引等)

対象事業者は、協定期間中、株式会社R銀行に信用状発行、及び、信用状取引に伴うはね返り融資の申込を行うことができるものとし、当該申込を受けた株式会社R銀行は、対象事業者が本協定に反していない限り、これに応じるものとする。なお、はね返り融資については、新規融資に該当するが、対象事業者は、当該はね返り融資の当事者でない協定債権者の同意を得ることなく、はね返り融資を受け、また、これに対する返済及び担保提供を行うことができるものとする。

### 第8.1条 (債権者間の協議)

2. 前項により、債権者会議の開催を求められた対象事業者は、速やかに債権者会議を招集するものとし、招集を受けた協定債権者は、この招集に応じて債権者会議に出席するものとする。ただし、全協定債権者が軽微な事項であって債権者会議を招集して協議する必要がないと判断したものについては、書面の持ち回りによって債権者会議に替えることができるものとする。
3. 債権者会議における決議は、出席した協定債権者の過半数が賛成し、かつ、協定債権者の対象債権元本残高の総額の2分の1以上を有する協定債権者が賛成することを必要とする。

#### 4 金融債権者からの同意書の取り付け

金融機関からの同意書取付期間は平成 20 年 11 月末日とされたが、期間内に信用保証協会も含めた金融機関債権者全 7 行から同意書が提出され、ここに L 株式会社の金融機関債務は平成 24 年 3 月 31 日までの間、期限の利益を付与されることになり、ここにリスケジュールを目的とする私的整理は一応終了した。<sup>(6)</sup>

#### 注

- (4) 長文の引用にはいささか冗長の感があるが、資料的価値が存するものとして、ほぼ全文を収録した。
- (5) メインバンクと準メインバンクとでは、債権額こそ前者の方が多かったものの、後者の非保全債権額が突出していた点で経済的利害の対立があり、そのため、メインバンクが、主要銀行として私的整理のガイドラインに従い債務者と共に、対象銀行に対して一時停止の申出をすることが難しかったものと考えられる。
- (6) L 株式会社は、その後鋭意再生計画の達成に努めたが、取扱商品の商圏の急速な縮小の中で、新規事業の展開の企図も実らず、また、平成 20 年から 24 年にかけての円高局面でデリバティブ取引によってさらなる損失を計上する等し、結局、その後株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定を得た上で、金融機関債権の買取りと、総額約 4 億円の株式の引受の支援を受けるに至った。

私的整理のガイドラインによる手続などによっては必ずしも事業再生が容易ではないのは、金融機関債権者、とりわけ政府系金融機関や信用保証協会から債務の減免を得ることが困難であるため、債務者の財務体質の改善を図り得ないからである。

L 株式会社は、株式発行により調達した資金の活用により、再建への道を辿りつつあるが、買取られた金融機関債権の将来の減免への期待が、さらにその意欲を高めてくれるであろう。

### III 有限会社 T<sup>(7)</sup>

#### 1 はじめに

##### (1) 有限会社 T

有限会社 T は、さる観光地の旅館の運営会社として昭和 25 年に設立さ

れ、その後、総合的レジヤ施設の運営会社として業容を拡大してきたものであるが、平成 15 年に建物が火災により焼失、同年、地元同業者の営業用不動産を購入し、多額の改装資金を投入して、翌 16 年に営業を再開するに至った。

しかし、不動産取得代金及び改装代金並びに運転資金を借入金に依存したことなどから、次第に経常利益率が低下する一方、平成 20 年 9 月のリーマンショック以後の国内景気の急激な後退・萎縮の影響を受けて、有限会社 T の事業も大きな打撃を受けるに至った。

さらに有限会社 T の苦境に追い打ちをかけたのが東日本大震災であった。

このため、平成 22 年頃から、各取引金融機関から弁済猶予を得るようになったが、平成 24 年末頃に至って、メインバンクより、実抜計画<sup>(8)</sup>を作成できない限り、リスケジュールには応じられないとの判断が示されるに至った。

(2) そこで、有限会社 T は、顧問税理士とその推薦にかかる弁護士に対し、金融機関の要請にこたえるための手続を依頼し、ここに私的整理が開始されることになった。

なお、私的整理の開始に際して、支払い一時停止の申入れは行わず、従前のリスケジュールを延長する形で元利金の一部の弁済を継続することとした。

## 2 私的整理の開始から第 2 回金融債権者会議まで

### (1) 私的整理開始の通知

メインバンクに対する介入通知は、次の連絡書面を FAX にて送付する方法により行った。

## 【資料Ⅲ-1】 連絡書面

M 信用金庫本部 御中

## 御 連 絡

平成 25 年 1 月 28 日

有限会社 T 代理人

弁護士 丙 野 三 郎

拝啓 貴金庫におかれましては、益々、御清栄のことと存じます。

当職は、有限会社 T（以下、「当社」といいます。）の代理人として、本書を差し上げるものです。

今般、貴金庫の当社に対する「実抜計画」提出の要請を受け、当社から当職に対し、「実抜計画」の作成・提出に関して法律的な支援を得たい旨のご依頼があり、当職にて右ご依頼事項を受任した次第です。

つきましては、当社が「実抜計画」を策定するにあたり、旅館・ホテル業を営む当社のような「装置産業」としての要素が強い事業者について、計画期間満了時（原則 5 年、最長 10 年）において債務者が正常となるための数値的な要件（特に有利子負債のキャッシュフローベースでの償還年数）に関する貴金庫のお取扱いを御教示頂きたく、お願い申し上げます。

お手数をお掛けしますが、宜しくお願い致します。

敬具

## (2) 第 1 回金融債権者会議

金融機関債権者は M 信用金庫、S 銀行、及び商工組合中央金庫であったが、金融機関借入の一部には信用保証協会の保証が付いていた。同協会代位弁済前の各金融機関の貸付金の状況（平成 25 年 4 月末日現在残元金）は次の通りであった。

## 【資料Ⅲ-2】 金融債権者一覧表

① M 信用金庫	合計金 734,646,360 円
② S 銀行	合計金 40,793,000 円
③ 商工組合中央金庫	合計金 213,913,400 円
総計	金 989,352,760 円

有限会社 T は、平成 25 年 1 月 31 日本店事務所において、第 1 回目の金

融債権者会議を開催し、a簡易の財務デューデリを実施すること、b収益力に見合った抜本的なリスクを内容とする再生計画を作成すること、c3月以内に第2回金融債権者会議を開催すること、d全体として半年以内に再生計画を成立させることを予定していることが説明され、意見交換が行われた。

### (3) 第2回金融債権者会議

第2回金融債権者会議は、平成25年4月25日に開催され、財務デューデリの結果が報告されると共に、再建計画案の説明が行われたが、メインバンクから、a有限会社Tの事業性・収益性に対する疑問、b根本的な窮境の原因に対する認識に相違がある旨の意見が表明されたが、実抜計画と合実計画<sup>(9)</sup>などに対する理解不足に基づくと考えられる意見も述べられた。

そこで、有限会社Tと金融債権者との間で協議を重ねることによって、相互の認識を一致させることとし、2月以内に第3回金融債権者会議を開催することが決定された。

## 3 第3回金融債権者会議

### (1) はじめに

第2回金融債権者会議後、有限会社Tは、メインバンクを中心に、その事業性・収益性、根本的な窮境原因、実抜計画の意義等についての認識の擦り合わせを行った上で、平成25年6月13日第3回金融債権者会議を開催し、再建計画を提示した。

### (2) 再建計画の内容

#### ① 過去の経営状況

再建計画に示された平成19年7月期から同25年7月期までの、売上、減価償却前利益、フリーキャッシュフローは次の通りである。

## 【資料Ⅲ-3】過去の経営状況

過去の経営状態	売上	償却前営業利益	フリーキャッシュフロー
H19.7期	514,029,814	43,287,895	30,903,555
H20.7期	508,612,250	43,979,943	34,654,083
H21.7期	436,476,091	11,443,511	3,656,470
H22.7期	378,254,511	8,704,309	4,969,633
H23.7期	380,286,674	33,332,406	25,291,579
H24.7期	392,190,171	26,233,076	20,544,760
H25.7期	374,497,863	45,255,305	31,393,341

② 平成 25 年 7 月期末における金融債権者の債権残高は、次の通りであり、これを基準額とし、そのシェア率により、再建計画における計画 2 年度以降の返済計画が定められた。

## 【資料Ⅲ-4】計画基準債権額とシェア率

M 信用金庫	合計金 634,162,375 円 (74.18%)
S 銀行	合計金 35,235,161 円 (4.12%)
商工組合中央金庫	合計金 185,531,224 円 (21.70%)
総計	金 854,928,760 円 (100%) ←シェア率

再生計画による返済計画の骨子は次の通りである。

## i 計画期間

計画期間は平成 25 年 7 月期を計画 0 年度とし、計画 10 年度にあたる平成 35 年 7 月期までの 10 年間とする。

## ii 金融支援の内容 リスケジュール

## iii 返済計画

## a 計画 0 年度（進行年度）における弁済

年度の殆どが進行済みであり、各金融機関への現実の弁済額の承認を求める。

## b 計画 2 年度～計画 10 年度における弁済

各前計画年度におけるフリーキャッシュフロー年額の85%を年間返済原資とし、これを上記資料Ⅲ-4のシェア率に按分した金額を各金融債権者に返済する。

③ 再生計画には、実施の効果については、次のように記載されていた。

#### 【資料Ⅲ-5】 実施の効果

i 実態的な資産・負債バランスの改善

平成27年7月期に実態資産超過となり、再生計画の終期である平成35年7月期には約1億5000万円の実態資産超過となる。

ii 事業収益力と有利子負債のバランスの実現

計画終期である平成35年7月末時点で有利子負債5億0636万円に対し、売上高は3億9150万円で減価償却前利益は約5368万円であることなどに鑑みれば、再生計画の終期において、有限会社Tの有利子負債の残高は収益力に対して正常な規模・水準にあるものといえる。

#### (3) 合意書提出の依頼

金融債権者会議において、債権者に対して提出が求められた合意書は、次のようなものであったが、平成25年8月1日までに全金融債権者から合意書の提出を受けることができた。

#### 【資料Ⅲ-6】 合意書

### 合 意 書

債権者S銀行（以下「甲」という。）と債務者有限会社T（以下「乙」という。）は、別紙借入明細表（略）記載の乙の甲に対する債務（以下「本債務」という。）の取り扱いについて、以下のとおり合意した。

#### 記

第1条（本債務の確認）

乙は甲に対し、本債務を負担していることを確認する。

第2条（弁済方法）

乙は甲に対して、本債務を、乙の平成25年6月13日付「事業再生計画書」の添付資料6（略）記載の通りに弁済する。

第3条（期限の利益の付与と強制執行の禁止）

第5条に規定する本合意書の有効期間中、甲は乙に対し、本債務の弁済につ

いて前条の定めに基づき期限の利益を付与し、本債務について担保権の実行あるいは民事執行法上の強制執行を行わないものとする。なお、乙が前条の弁済を怠るなど本合意書の規定に違反したときはこの限りではない。

#### 第4条（経営状況の報告）

- 1 乙は甲に対し、平成25年8月以降、各月の試算表をその翌々月末日までに提出する。
- 2 乙は甲に対し、中間決算（平成26年1月末時点の仮決算）の結果について、平成26年3月末日までにバンクミーティングを開催して報告・説明する。
- 3 前2項に定めるほか、甲が合理的に必要と認めるときは、甲は乙に対して資金繰りその他乙の経営状態について報告・説明を求めることができるものとする。

#### 第5条（有効期間等）

- 1 本合意書の有効期間は、本日以降平成26年7月末日までとする。
- 2 甲と乙とは、前項の有効期間内に、平成26年8月以降における本債務の取り扱いについて、誠実に協議するものとする。

#### 第6条（停止条件）

本合意書は、乙がM信用金庫および㈱商工組合中央金庫に対して負っている別紙「借入金明細表」記載の各債務の取り扱いについて、右両債権者及び信用保証協会との間で同様の合意書が締結されることを停止条件として効力を生ずるものとする。

平成25年 月 日

（記名捺印欄略）

## 4 再生計画成立後

有限会社Tは、再生計画成立後リスケジュールされた債務の弁済を行う一方、中間決算時にバンクミーティングを開催して中間決算の内容を報告すると共に、毎期末後には金融債権者に対して合意書の更新を求めながら、再生計画に基づき事業を継続した。

そして、有限会社Tは、再生計画1年度から3年度まで再生計画を上回る経営実績を達成した後、さらなる収益性向上のために新規設備投資と、そのための設備資金調達に向けた金融取引の正常化が必要と考えるに至った。

そこで、再生計画4年度中に、金融債権者に対してリファイナンスによる旧債務の完済と、再生計画の終了による金融取引の正常化を打診したと

ころ、全ての金融債権者が異議なく協力する旨の意向を明らかにした。

こうして、有限会社 T は、旧債務全額を完済し、金融取引の正常化を果たすことができた。リファイナンスの金利は、旧債務の3分の1未満となり、資金調達コストも大幅に軽減されることとなった。

#### 注

- (7) 本稿の執筆に際しては、弁護士法人淀屋橋・山上合同の軸丸欣哉弁護士から貴重な協力を得ることができた。心からの謝意を表する次第である。
- (8) 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を意味し、一般に、a 概ね3年以内に債務者区分が正常先となること、b 関係金融機関の同意を得られること、c 売上等の予想数値を厳しめに設定していることが要件とされている（後注9参照）。
- (9) 実抜計画と合実計画は異なる定義がなされており、合実計画は、a 計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと（但し、中小企業の場合は、5年を超え概ね10年以内）、b 計画期間終了後の債務者区分が原則として正常先となる計画であること（但し、金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、要注意先であっても差し支えない）、c 関係金融機関の同意を得られること、d 支援の内容が、金利減免、融資残高維持に止まり、債権放棄、現金贈与等の債務者に対する資金提供を伴うものではないこと等が要件とされている。

そして、金融検査マニュアル上は、中小企業における合実計画は、実抜計画とみなされるので、合実計画によって破綻懸念先に該当しなくなり、その他要注意先に区分されるに至った場合には、実抜計画の要件が満たされたことになる。

この点については、しばしば金融機関側に誤解が存することに留意する必要がある。

## IV まとめ

今回はリスケジュール型の私的整理の事例を2件紹介したが、債務の減免を得ない手続きであるというだけでなく、多少の負担の軽減は得られるとしても金利の支払それ自体は継続を余儀なくされることが、財務体質の

改善の支障となることが多い。

また、私的整理の適法要件とされる「実抜計画」の場合は、「3年以内に債務者区分が正常先になること」を要件とし、また、「合実計画」の場合は、「計画期間が概ね5年以内（中小企業の場合、5年を超え概ね10年以内）で、計画期間終了後の債務者区分が正常先となること（但し、一定の場合にはその他要注意先でも可であることについて注9参照）」を要件とするが、いずれも一義的に明確な数値基準とは言えず、また、金融債権者からの大きな弁済圧力の下で再生計画が作られることが少なくはなく、そのことが、計画の履行を不安定ないし困難にする一つの原因となっている<sup>(10)</sup>。

ところで、今回紹介した2例は、いずれもリスケジュールの目的自体は達成したものの、L株式会社の場合はそれにより再建することができず、有限会社Tは再建に成功している。

L株式会社の場合には、いわゆるメイン寄せに準ずる進行が見られ、メインバンク以外の対象銀行が、計画の達成可能性より当面の自行の回収の最大化を求めたこともあって、債務者自身の財務の管理も杜撰となり、私的整理を通じて一時的に得られた資金繰りの余裕を、デリバティブ取引に投入したばかりか損失まで負担すること等によって、自らも再生の道を閉ざしたことになる。

これに対し、有限会社Tの場合には、金融債権者の負担を均等にすることができたこともあって、全金融債権者が再生計画の達成状況に関心を持ち続けたこと、債務者自身も、自ら主導権を握って策定した再生計画を履行するために、堅実経営に努めたことが再建の成功の背景にあったと考えられる。

債務者の経営者の姿勢もまた、再生計画の履行を不安定ないし困難にする一つの原因となると考えられる<sup>(11)</sup>。

もっとも、このことは私的整理の場合と法的再建手続きの場合とで変わるところはなく、それらの手続きに関わる弁護士あるいは法曹にとっては、債務者をして、健全な財務状態を維持させ、誠実に再生計画を履行させる

ことが、その重要な職務の一つとなっているのである。

#### 注

- (10) これは、準則型私的整理全般に妥当することではないかと、筆者は考えている。例えば、各種 ADR が関与した著名事件の私的整理の多くが、その後法的整理や一般の私的整理に移行することで、再建への途を辿りつつあることが示唆していることでもある。

なお、伊藤隆宏「日本航空の会社更生手続の実務」前掲『あるべき私的整理の実務』339 頁以下、四宮章夫「産業再生機構によるカネボウ支援の是非と機構の存在意義を問う」金融ビジネス 230 号（東洋経済新報社 2004 年）24 頁以下、四宮章夫「私的整理の研究 10」前掲 201 頁以下、N 株式会社の事例を参照。

- (11) 破綻企業の経営者の多くは、経営不振の理由を、それを打開するために講ずべき施策等を実行するために必要な資金の不足にあると考え、自ら描いている再建の方策を講じることさえできれば、直ちに事業を再生できると考えており、過去の財務管理が杜撰で、それまでの戦略なき思いつきの経営戦術が、資金枯渇の原因となってきたことを自覚できていない。

その結果、倒産手続の開始により、一時的に資金繰りの余裕が生まれても、簡単に再生を果たそうと考え、安直に無駄な投資に費消してしまい、再び経営継続を困難にしてしまうことが多い。